

Title	預状と預置制度の成立
Sub Title	The Formation and Completion of the Azukeoki and Azukejo by the Muromachi Shogunate
Author	漆原, 徹 (Urushihara, Toru)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2000
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.73, No.8 (2000. 8) ,p.47- 77
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20000828-0047

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

預状と預置制度の成立

漆 原 徹

I

南北朝期のように戦闘状態が長期に継続する状況では、蒙古襲来を契機にして鎌倉末期までに整備され成立していた文書を中心とする戦功確認から恩賞給付までのシステムもさらに変更を余儀なくされたと思われる。⁽¹⁾南北朝初期に確認できる戦功申請からその確認、審理そして恩賞給付までの一連の文書による相互確認の結果、最終的手続きは、建前としては源頼朝期と同じく、恩賞給付の約束文言を有する将軍感状を受理した本人が、足利尊氏から直接下文を拝領して終了する制規となっていたと考えられる。しかし恩賞安堵などを目的とする当該期の挙状などの関連文書を見ると、恩賞給付手続のために申請者自身上洛すべきところを合戦継続中なので慰留し、代わりに代官を上洛させると守護が幕府へ申し送っているものも見受けられる。⁽²⁾従って武士が幕府に直接参向して、恩賞給付の下文を将軍から受理するという本来的な姿を維持することが、不可能となってきた時代状況の変化を看取できる。一方で南北朝期の現地国人層の動向は、恩賞の軽重によってその去就を決するという傾向が顕著であったので、地方戦域を統括する守護・大将は、幕府の恩賞給付までの時間的対応を待つことができない国

人層の所領拡大の要求に早急に応えることが必要であった。また好むと好まざるとに問わず南北いづれかの陣営に属さざるを得なかった大部分の国人層にとっては、連続的な軍務の経済的負担から所領の拡大欲求は深刻な問題であったはずである。このような状況下で足利方守護・大将は、京都への報告と感状及び下文の給付の時間的経過を補う為に臨機に感状の発給を行い、また兵糧料所として活用させるために臨時に預け置くという形式をとって指揮下国人に実質的な恩賞として土地の得分取得権を加給する方法が新たに採用された。この給付の時に発給されたのが預状である。文書名は、当時の文書中の文言には「預状」⁽⁴⁾とあるが、古文書学上の慣例では、「預ケ状」とし「あずけじょう」と訓むことが多い。⁽⁵⁾本稿での表記は預状とする。恩賞給付は幕府体制下においては、將軍家下文の授与をもって行われるのが建て前である。しかしながら南北朝の動乱期に入ると、戦功申し立てから恩賞授与までの時間的経過は一般に非常に長く、現地での証人喚問をはじめとする軍忠の事実審理が終了して守護の挙状が幕府に上申されても、軍忠内容に相応しい規模を持つ恩賞としての關所の選定や捻出にも時間がかかったものと推定される。⁽⁶⁾幕府が不変に存続し続ける前提においては御家人は恩賞受理まで時間がかかっても待つしかないが、南北朝期では恩賞給付の遅延からくる国人層の不満は宮方への与同という事態を招くから、現地守護が幕府へ早急な決済と処理を要請するのは当然であった。このような状況下で關所の注進は各国守護の職務であったし、⁽⁷⁾当時の幕府制度上で現地守護以上に管轄国内の所領の状況について詳細に知りうるものはいないから、守護の権限で臨時に国人層に対して戦費補填のために兵糧料所として預け置く形式をとることが行われることになったのは自然の趨勢であったと思われる。従って預け置きは、地方戦域を統括する守護・大将の臨時処置としてまず実施され、やがては將軍家がこれに倣うという順序で制度化したとみられる。制度上では、観應三年七月の近江・美濃・尾張に半済令⁽⁸⁾が施行されて守護預置が合法化され、ついで同年八月伊勢・志摩・伊賀・和泉・河内へと適用範囲が拡大され、⁽⁹⁾ついに足安元年の半済令によって全国に兵糧料所として預置措置が可能

となった事実が知られている。しかし、半済令の先行形態としての預置は、地域の戦況によって動乱初期から守護・大将によって実施されていたものである。本稿では観應三年の半済預置実施以前の南北朝動乱初期において、守護・大将による、従来の安堵、新恩給与に次ぐ第三の恩給措置として位置付けられる国人への臨時の恩賞給付制度として事実上制度化された預置と預状について考察したい。

II

鎌倉期には預状の発給は幕府・守護ともに確認できないので制度としての預置もなかったものと思われる。南北朝期における守護大将級発給の預状は、建武三年初頭足利尊氏九州落去の時に諸国に派遣された諸将の発給文書に見出だせる⁽¹⁰⁾。この時期に各地域に発遣された足利一門諸将が国人層掌握のために発給した所領安堵、恩賞宛行などを実施した文書の書式は一定せず、連署奉書の形式で与えるものなどもある⁽¹¹⁾。下文様式をもつ預状を発給したのは、安芸国に派遣された桃井義盛で、これが事実上幕府預状の初見文書である。安芸国守護正員武田信武が畿内に残留したので、⁽¹²⁾ 同国に発遣された足利一門桃井義盛が足利尊氏九州落去の間、国人掌握のため次のような下文様式を有する預状という変則的な文書を発給したものである。

1 下 吉川彦次郎経久

可早令領知安芸国吉茂庄内池田村三分一地頭職事、
右以人、依有忠、所預置也、任先例、可令領掌之状如件、

(桃井義盛)

建武三年三月八日

修理亮 (花押)

(吉川家文書)

文中の文言にみるように「依有忠、所預置也」といつているから機能的に預状であることは疑いない。しかしこの発給例では下文様式を有することから、鎌倉期までの慣例から將軍家の御恩下文のように永続的知行権を授与されたとの誤解を国人層に生じさせたに相違ない。鎌倉幕府成立期から幕府体制下における武家下文は、職の補任、安堵、課役免除、守護不入その他特権付与、訴訟判決などに用いられていたが、次第に伝達内容は淘汰され、職の補任・知行宛行に限定されるようになった。したがって下文様式の文書の給付は、諸職の補任ないし知行宛行との印象を与えたと思われる。しかしこの文書の文言を正確に読み取れば、あくまで暫定的に預け置いたのであって、永続的知行権の授与ではない。しかし預状遵行の段階では、後述のようにこのような預状を、単に「下文」と表現した場合も確認でき、遵行行為に関与する現地国人層も暫定措置と理解したかどうか疑わしい。事実上の恩賞給付として永続的知行権を与えられたものと理解していたのではなからうか。⁽¹³⁾ 次の史料 2 に示すように、足利尊氏九州落去の最中の同時期に、紀伊国での活動徴証の見出させる足利一門石塔義慶の宛行の発給文書を見てみよう。同じく下文様式ではあるがこちらは預置ではなく恩給で、「依將軍家仰執達如件」で結んでおり、自身が奉者としての発給を明示しているので、桃井義盛の直状文言を持つ預置文書とは異なっている。

2

下

熊野山新宮衆徒、

可令早領知伊予国西条莊事、

右所宛行当社衆徒也、任先例令管領、致御祈禱、且可抽軍忠、有殊忠節者、重可被行恩賞之由、依

將軍家仰執達如件、

建武三年二月廿一日

義慶（花押）

〔熊野速玉神社文書〕

3 A

土佐国々衙領時久名事、為兵粮料所々預置也、早守先例可被知行之状如件、

曆応三年六月二日

（花押影）

堅田又三郎殿

〔蠹簡集拾遺一佐伯文書〕

3 B

土佐国々衙領時久名事、任御下文之旨、可被沙汰渡當名於堅田又三郎之状如件、

曆応三年六月九日

左近将監実正（花押影）

時久名沙汰人等御中

〔蠹簡集拾遺一佐伯文書〕

3 C

土佐国吾阿山預所職事、為兵粮料所々預置也、早守先例、可被知行之状如件、

曆応三年十二月十九日

権律師（花押影）

堅田又三郎殿

〔蠹簡集拾遺一佐伯文書〕

3 D

土佐国久佐賀別府

彦九郎
入道跡事、

依有軍忠所宛行也、早守先例、

可被知行之状如件

曆応三年十二月十九日

権律師（花押影）

堅田又三郎殿

鎌倉期においては当該期文章中の文言で、現在古文书学上での鎌倉幕府発給下知状をさして下文と称した例が指摘されているが、⁽¹⁴⁾ 3Aの細川皇海発給の預状を遵行するにあたって、3Bの遵行状の文中で3Aの預状をさして「御下文」と表現している。南北朝初期においても足利尊氏の派遣した一門諸將の発給する預状を、遵行にあたる代官が遵行状の文言で「下文」と表現していることは、預置を宛行と区別していないことを表しているように思われる。しかし一方では史料3C・3Dにみるように発給者皇海は、預状と宛行状とを区別しており、同一人に対して同日付で発給した文書表現をはっきりと使い分けている。3C預状の「為兵粮料所々預置也」と3D宛行状の「早守先例、可被知行」とでは明確にその処置が異なっているのも明らかである。四国に発遣されていた細川皇海は伊予国にも軍事行動を行う国大将の性格も具備しており一般外様出身の非足利一門守護より多大の権限を付与されていたことは疑いないが、⁽¹⁵⁾ 同じ発給対象に対しても恩賞宛行と預置を区別して使い分けを行っていた点が明らかである。「吾阿山」は吾川山庄のことで、吾川郡上八川、現在の吾北村を中心とした仁淀川北岸の荘園である。⁽¹⁶⁾ 当時の国人領主は吉良氏で北朝に属し、同地域の名主、荘官層は南朝に属していたことが、軍忠状などから判明するので、⁽¹⁷⁾ 敵方所領を闕所として味方の武士に預け置いたものに相違ない。恩給した3Dの「久佐賀別府」は現在高岡郡の仁淀川支流の日下川中下流域に比定されている。⁽¹⁸⁾ この場合預置の対象地となったのは、元来は国衙領と預所職という性格を持つ。歴応当時の南朝方土佐国主は伊賀兼光と推定されており、⁽¹⁹⁾ 北朝方の国司の在職徴証は管見に入らないから、国大将細川皇海が国務も管掌したものと推知され、国衙領も事実上守護領に組み込んでいたものと思われる。皇海の事例では、同時期に宛行と預置の双方を、いずれも奉書型式ではなく直状型式で同じ国人に発給しており、足利一門の国大将としては例外的である。従って宛行か預置かは、適当な

關所がどのように確保できたかによって決定されたと考えられ、足利一門か外様出身守護による軍事指揮権の相違などのような事由によって決定されていたものではないと判断される。

4 大隅国肝付郡加世田城水手夜討事、為先打攻落之間、以当国寄郡内百引村地頭代官職、所宛行給恩也、至有
限年貢濟物者、任先例可致其沙汰也、次於公方恩賞者、可申行之状如件、

建武三年五月廿七日

道鑑（花押影）

野上田伊予房

（薩藩旧記十八所収）

この文書は、島津氏が大隅国人禰寝氏庶流の野上田氏に恩給した宛行状であるが、この中で、「公方恩賞」すなわち幕府の恩賞沙汰はこれから推挙することとを告げているから、本文書で宛行う「百引村地頭代官職」は、島津道鑑自身の被官に対しての恩給行為であることが明白である。従って直状型式であることはいうまでもない。このように守護級部將の発給する宛行・預状などは、恩給の主体が幕府なのか守護自身なのかといった問題が存在する。恩給対象地の性格を確定し得る史料や、幕府施行状などが残されていないければ、守護による宛行状、安堵状などを検討する上で十分な注意が必要である。次に足利一門の大將が宛行・預置を施行するときはどうであろうか。

5 陸奥国行方郡内關所并同国相馬又六跡高木保内事、將軍家御計程、暫所被預置也、
配分一族可被所務之由候也、仍執達如件、

（押紙）

將軍足利尊氏

（ママ）

建武三年四月十一日 源(花押)

相馬孫五郎殿

(「相馬文書」)

史料5に掲示したのは、足利一門大将の斯波家長が国人相馬氏に宛てた奉書型式の預状である。斯波家長はさらに十一月にも相馬氏に同様の預状を発給しているが、この預置に用いたのは、文中に確認できるように「將軍家御計之程」という文言が認められる奉書である。足利一門のなかでも最上位の家格を有する斯波氏の派遣大将でも直状型式でなく奉書での預状発給にした事情から推測すれば、この点に関しては次のように推論できよう。足利一門諸将の中で低い家格の出身である細川皇海、桃井義盛などが直状によって恩給し、また預置とはいえず文様式の文書の発給をおこなっているのは、一門内の家格と発給文書型式との対応があったわけではなく、地域的狀況によって彼等が足利方諸将の中で臨時に多大の権限を与えられていた可能性が高いということ。また発給対象となった国人層に対しては、建武三年という南北朝内乱のごく初期段階で、將軍権威を背景としつつも、自身の権威の浸透強化のために、各地域に発遣された諸将の自由裁量によって、その地域に効果的と考えられた文書様式を決定して発給していたものと推定するほうがよいと判断される。しかし内乱初期における足利政権下の守護・大将が発給した宛行及び預置が奉書か直状かといった問題は、幕府の措置に基づく権限を明確に示すか否かを表現すると考えられるだけでなく、²⁰ 観應擾乱以後の守護領国制の展開と相対的な幕府権威の失墜というその後の大きな問題と深い関連がある。その点の検討は稿をあらためるとして、表1〜3で、守護発給文書の文言型式を確認するためにそれらの発給状況を概観しておきたい。まず観應擾乱以前の南北朝初期における預状の発給状況を確認する。Aは直状型式、Bは奉書型式を示す。

〔表1〕

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	建武三年
十一月二十二日	十月二十八日	十月十日	八月三十日	四月二十五日	四月十一日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	三月八日	
斯波家長	斯波家長	斯波家長	京極導誉	沙弥	斯波家長	桃井義盛	桃井義盛	桃井義盛	桃井義盛	桃井義盛	発給者
相馬親胤	小山大後家 道氏平	小早川左衛門五郎入	朽木頼氏	蒲田五郎太郎兼光	相馬重胤	吉河彦次郎経久	内藤左衛門四郎泰廉	熊谷小四郎直經	三戸孫三郎頼顕	三戸孫三郎頼顕	名充人
〔相馬文書〕	〔小山文書〕	〔小早川家文書〕	〔朽木文書〕	〔陸奥白河文書〕	〔相馬文書〕	〔吉川家文書〕	〔内藤家文書〕	〔熊谷家文書〕	〔毛利家文書〕	〔毛利家文書〕	出典
B	B	B	A	B	B	下文A	下文A	下文A	下文A	下文A	様式
〔將軍家御計〕 仰下	〔自將軍家被 遣程〕	〔將軍家被仰 遣程〕	料所預進 家職 為兵糧	〔高島郡内領 之程〕	〔將軍家御計 之程〕	〔將軍家御計 之程〕					備考

康永三年	19	18	17	曆応三年	16	15	曆応二年	14	13	建武五年	12	建武四年
	十二月十九日	六月二日	三月二十五日		七月二十六日	六月二十三日		一月十五日	一月十一日			
	細川皇海	細川皇海	建部清成		酒匂久景	畠山義顕・酒匂久景		足利尊氏	上野頼兼			
	堅田又三郎	堅田又三郎	小山田彦七		延時又三郎入道	権執印三郎次郎		佐々木豊前入道	俣賀熊若丸			
	「土佐蠹簡集拾遺一佐伯文書」	「土佐蠹簡集拾遺一佐伯文書」	田畑在家預置「大隅禰寝文書」		「薩藩旧記二十所収延時文書」	(薩藩旧記二十所収水引権執引文書)		「東寺百合文書サ函七一」写	「俣賀文書」			
	A	A	A		A	A		B	A			
			「且此子細可被仰達候」	「且此子細可令注進京都候」	(「御判」のみ)							

25	九月二十九日	吉良貞家	大河内雅楽助	「猿投神社文書」	A	「公方御計之程所預置也」										
					貞和二年		「薩藩旧記二十所収渋谷文書」	A								
26	九月二十六日	一色頼行	原口兵衛三郎	「豊前高並文書」	B											
					貞和三年											
27	九月十二日	小式頼尚	相良兵庫允	「相良家文書」	B											
20	三月八日	小式頼尚	阿蘇惟時	「阿蘇家文書」	B	「可注進京都」										
					康永四年		七月十日	島津道鑑	白浜五郎	「薩藩旧記二十所収渋谷文書」	A					
											22	三月二十日	小式頼尚	阿蘇惟時	「阿蘇家文書」	B
																21
23	七月三十日	小式頼尚	田中太郎左衛門尉	「肥後島田文書」	B											

表1の預状の発給概況を見ると、九州守護が、小式頼尚(14・20・21・22・23・27)、島津道鑑(24)及び国人の名主層への宛行と見られる一通(17)を加えて八通を数える。一方それ以外では、京極導誉(8)の一通を例外として、全て足利一門(1・2・3・4・5・6・7・9・10・11・12・15・18・19・25・26)及びその代官(16)の発給である事実が明らかとなる。⁽²¹⁾次に直状と奉書いずれの形式を用いたという点について見る。(17)名主への預置は、直状であることは当然であるが、守護級部将が直状で発給したものについてみると、数字の上で両者は全く伯仲する。島津道鑑が白浜氏に宛てた(24)直状は、「公方御計之程所預置也」と斯波家長の発給預状と

同様の文言があり、足利一門上野頼兼発給預状(12)にも「將軍家被成下御教書之間」と記して將軍權威を背景とし、かつ守護の専断ではないことを給付者に告げている事実からも、直状での預置の背景が明瞭に看取されよう。また京極導誓のものは一族宛であり、対象地も「高島郡」であつて守護としての立場ではなく、一族惣領として発給したものと判断されるので直状であることは不自然ではない。預置を実施するにあたり直状を用いた意味が特に明白なのが、先述の桃井義盛発給の五通と細川皇海の二通、そして吉良貞家のものである。各国守護は原則として、国人統率のために將軍權威を背景とした奉書型式をもちいることが多いが、軍忠、恩賞などの挙状を上申して、国人層の所領拡大の欲求に応えるために幕府への取り次ぎに終始する姿勢だけでは、かれらの増長を招くという困難もまた出てくる。したがつて所領の恩給を自らの権限で実施し得ることを示す必要もあつたであろうが、その前提である闕所処分権は幕府の容易に手放さないとあつた。しかし預置行為そのものを実施する上で幕府の許可が必要であることは守護にとつてまことに面倒なことであつたが、彼等が幕府の權威をもつて国人統率に臨む以上は、奉書を使用しかつ文言に背後の幕府権力を利用する必要もあつたであろう。また幕府の許可無く直状を以てする預置は幕府の禁止するところでもあつたはずであるから、預置を受けた国人にとつても、幕府が認めないのでは困ることになる。直状を用いる場合でも、將軍家との關係を明記する文言がみられるのはそのような事情によるものと見られる。このように考えてくると、「將軍家」の文言も記さぬ直状での預置を行った桃井・吉良・細川に共通する性格は、単なる守護ではなく、一門出身の国大将あるいは奥州管領という立場であつたことである。觀應擾乱以前の幕府体制では一門には外様守護に比較して多大な権限を与えており、ある程度の独断専行は幕府によつて黙認されていたものと推察されるが、その中でも国人層への直状による預置の恩給行為こそ、將軍分身とも言える強い立場で国人層に臨んだ一門大将の特権であつたに相違ない。

III

6 一 諸国守護人事、

右、被補守護之本意、為治国安民也、為人有德者任之、為国無益者可改之處、或募勲功之賞、或稱譜第之職、押妨寺社本所領、管領所々地頭職、預置軍士、充行人之條、甚不可然、固守貞永式目、大犯三箇条之外、不可相綺、(以下略)

史料6は建武五年後七月二十九日に足利尊氏によって出された幕府追加法である。建武五年の畿内は、西上してきた北畠顕家率いる奥州勢と幕府軍との戦鬪がたけなわであったが、既に、守護・大將が寺社本所領等を国人などに恩賞として預置措置を実施することが禁止の対象となつてゐる。従つて幕府政策としては幕府の許可のない守護の預状の発給は禁止したことになる。しかし表1の発給状況にみる限り、各国においての預置措置は建武五年以後も停止されておらず、宛行状の発給も加えれば、守護・大將級部將の国人掌握のための押領による恩給実施状況は幕府の規制が効力を發揮したとはいいがたい状況であつたことが明らかである。それは、繰り返すように現実問題として地方戦域の統括者である守護は、国人層の申請する軍忠に対して速やかに応えなくてはならない厳しい状況にあり、闕所を幕府に報告しかつ軍忠挙状の申請による幕府の恩賞沙汰を待つてゐる余裕がなかつたためである。現地で闕所の状況を幕府より正確に把握してゐる守護は、事後承諾や追認の形をとつても臨機に預置を実施したのである。国人層の軍忠申請に対する幕府・守護側の応対としては、最終的には將軍家下文による安堵、宛行による恩給と守護大將級部將の奉書ないし書下し様式の宛行状と預状によるものに分類される。このなかで、従来の安堵、宛行に続く第三の恩給措置として南北朝初期に登場した預置に用いられた預状は、一般的傾向として南北朝内乱の当初は奉書の型式を持つか、直状でも將軍家の計らいである旨の文言を有するもの

が多いが、やがて守護領国制の進展とともに直状型式が多くなるという変化をみせる。これはいうまでもなく幕府の相対的権威の低下と守護の実力の上昇を表現するものであるが、これをもたらししたのは全国的内乱の継続によって守護による臨時の恩賞実施を容認せざるを得ない状況にあった南北朝初期の時代背景にその理由が求められる。また発給主体の性格によってもその時期は異なる。とくに足利一門出身ないし九州三守護家のような感状発給が確認されるような守護・大将は、内乱初期から直状型式によって預状を給付するものがあつたのである。そこで恩賞給付措置としての預状発給と下文及び宛行状の発給の関係について言及しておく必要がある。

いうまでもなく南北朝初期の恩賞としての御恩の下文の発給は足利尊氏と弟直義のものが多くを占めているが、極めて少数ながら守護・大将にもその事例が見出させる。掲出した表 2、3 を通覧していただきたい。早い例では島津道鑑が本田親兼に対して代官職を下文によって安堵したものが建武二年三月十一日に発給されている。⁽²³⁾ また内乱が勃発してまもなくの建武三年四月十日には同じく島津道鑑が東条藤次郎道悟に地頭代官職を下文によって恩給している。⁽²⁴⁾ 島津氏の発給例はいずれも代官職の恩給であつて対象者も被官化した国人層であることから、幕府より認知された行賞権限とそれに対応する発給文書様式とみることはできない。おそらく島津氏のように鎌倉以来の守護のなかには、既に前代から北条氏及び足利氏のように家人や被官化した国内御家人に対して下文様式を発給した例があつたに相違ない。次に石見国で吉見頼隆が建武二年五月二十六日に建武政権下の能登守護で兄の吉見頼為に下文による安堵を行っている。⁽²⁵⁾ 頼隆がこの時期石見国の守護兼国務管掌者であることから、その権限に基づく安堵と推測されているが、⁽²⁶⁾ 安堵対象地の吉賀郡志目河村は同族石見吉見氏の志目河頼繁の本領であるから、⁽²⁷⁾ 一族惣領としての下文様式の安堵状発給であつた可能性が高いと思われる。建武政権下の国務管掌者としての安堵であれば国宣による安堵状を発給するはずであり、下文様式を用いている上に、綸旨ないし国宣の施行である旨の文言も欠いているからである。さらに下つては、建武五年四月七日に足利一門の九州派遣大将畠山

義頭が袖判下文をもって日向国内の地頭代職を那珂盛連に恩給したものが残されている。⁽²⁸⁾ 畠山義頭のもは、日向国那珂郡の廣原庄地頭代職を那珂盛連に授与したものであるが、実態は安堵であると推定される。それはまず那珂庄が後に広原庄と名称を変えたもので広原庄とは同一荘園であり、地理的にも広原庄の北部は国富庄の那珂郷と接していること。⁽²⁹⁾ そして国富庄の那珂郷郡司は、本文書の名充人那珂右衛門九郎盛連であるから、同人はもとも広原庄の実質支配権を確保していた可能性が高いという理由からである。最も時期的に下るのは、貞和三年十月十九日付の高師直袖判下文で、山中弁房なる者に武蔵国男衾郡形田郷を宛行う文書である。⁽³⁰⁾ 以上のように、建武から観應までの間で九州地方で発給された守護・大将級部將の発給した下文様式による国人への恩給は以上の五例にとどまり、畠山義頭と高師直の二通が例外的な下文様式の恩給であって、一般の宛行状に比べると極めて少数であることが明らかとなる。

7

(花押) (足利尊氏)

下 三浦介平高繼

可令早領知相模国大介職并三浦内三崎・松和・金田・菊名・網代・諸石名、大磯郷在高麗寺俗別當職、東坂間・三

橋・末吉、上総国天羽郡内古谷・吉野両郷、大貫下郷、摂津国都賀荘、豊後国高田荘、信濃国村井郷内小次郎知貞跡、陸奥国糠部内五戸、会津河沼郡議塚并上野新田父入道々海介跡本領事、右以人、為勲功之賞所宛行也者、守先例可致沙汰之状如件、

建武二年九月廿七日

(下野宇都宮文書)

この史料7は北条時行の乱を平定してまもなく足利尊氏が指揮下武士に授与した恩賞給付の下文である。この

恩給地の中には新田一族の所領が含まれていることから、従来建武新政権に対する尊氏の叛意を明らかにした証拠とされてきた。その点もさることながら、袖判下文による恩給行為を実施したこと自体が、その行為が元来鎌倉幕府の首長である將軍家の専権事項であったと理解されていたことから、幕府制度復活を表明したに等しい行為と理解するほうがより本質的に重要ではあるまいか。武家文書の発給形態とその様式は鎌倉末期までに確立していた体系が、当時武家公家双方に認識されていたと考えられるから、建武政権の論旨ないし国宣によらず、袖判下文によって指揮下武士に尊氏が直接恩給することは、建武政権そのものの否定と同義ということになる。後醍醐天皇は鎌倉幕府の主従制原理による知行安堵・宛行の方式を導入し、論旨によってそれらを実施することによって各国武士が足利尊氏へ従属するのを抑止しようとしたと評価されている⁽³¹⁾。このような建武政権の所領政策の原則からは、足利尊氏が袖判下文によって所領を武士に恩給する行為は到底許容されないものであって、尊氏の建武政権否定はこの形態の文書発給によって表明されたものと理解される。もともと尊氏は、既にこの様式の文書を元弘三年にも発給した例があつて、元弘三年十二月二十九日付で安保新兵衛光泰に信濃国小泉庄内地頭職を勲功賞として宛行うものが確認できる⁽³²⁾。この一通以外は通常の安堵状を若干見る程度で、北条時行の乱後に建武政権への叛意が明らかとなる時期までこの様式の文書発給は見られない。しかし再び建武二年八月日付の袖判下文を陸奥国人石川氏庶流の蒲田五郎太郎に与えて、尊氏の袖判下文は復活し、同年九月二十七日には多数の発給を行ったと思しく、掲出の三浦宛以外にも吉河経頼⁽³⁴⁾と小笠原貞宗⁽³⁵⁾及び合屋豊後守頼重宛⁽³⁶⁾の三通が残されている。

建武政権の反応としては名和長年が「可被誅伐足利兄弟也」⁽³⁷⁾との文言を明記した軍勢催促状を土屋式部と中沢一族及び大宮神主と菅一族などの管国出雲国内に宛てて発出したのが、建武二年九月二十五日であるから、八月頃からの足利尊氏下文による恩給行為は建武政権の知るところとなつていたものと判断できる。

一方官方の預置の早い例として奥州將軍府に派遣されていた北畠顯家の発給した袖判文書がある。

(花押) (北畠顕家)

結城摂津入道跡事、与同坂東凶徒之由有其聞、落居之程、所被預置也、

可被存知者、依国宣執達如件、

建武二年八月九日

右近將監清高 奉

上野入道殿

(結城神社文書)

この預置の文書は、預置の文言を含む文書の初見であるが、顕家が鎮守府將軍として陸奥国司も兼帯しており、国宣の型式をもっているにも関わらず恩給ではなく預置に止めたのは、中先代の乱によって京都への申請と許可に時間がかかることを見越した上で、一族敵対による処分という特殊状況から独自裁量で預置にとどめたものと推知される。ただ關所処分権については国務も兼帯している以上、建武政府によって当初から与えられていたものと考えられ、同十七日付で同様の国宣⁽³⁸⁾で白河郡内關所を結城親朝に与え、同九月二十四日には上野入道結城宗広にも白河郡内の地を預置ではなく勲功賞としての恩給が行われている⁽³⁹⁾。いずれにせよ顕家の預置ないし恩給実施は、建武政権下における国司および奥州將軍府として行われたものであって、後醍醐から認知された正当な権限行使と認められるものである。次に安堵・宛行の状況を概観したいが、建武から觀應年間におよぶ安堵・宛行状は全国では多数にのぼるので機会を改めることにし、ここでは京都より遠隔地で外様出身守護も多く設置されていた四国・九州地方における守護・大將級部將が国人に発給した宛行状の発給状況をみてみたい。なお寺社への諸職や寄進などは原則として除外した。

〔表 2〕 九州

建武年間		発給年月日	発給者・文書名	名充人	内容	備考	出典
9	3年6月30日	仁木義長宛行状	五嶋青方	筑前夜須庄内恩賞宛	B	〔青方文書〕	
8	3年6月30日	案 仁木義長宛行状	衛門 曾禰崎左	宛行 肥後国臼間野庄恩賞	B	〔曾禰崎文書〕	
7	3年6月30日	写 仁木義長宛行状	太郎 深江六郎	行 筑前国老子村恩賞宛	B	〔深江文書〕	
6	3年6月30日	仁木義長宛行状	不明	宛行 肥後国野原庄内恩賞	B	〔上杉家文書〕	
5	3年5月27日	島津道鑑宛行状	子房 野上田伊	恩賞宛行	B	〔薩藩旧記十八所収〕	
4	3年4月10日	島津道鑑下文写	郎道悟 東条藤次	地頭代官職補任	A	〔薩藩旧記十八東条文書〕	
3	3年4月5日	少貳頼尚書下案	峯右入道	对馬島大丞職補任	A	〔阿比留學文書〕	
2	3年2月9日	写 島津道鑑宛行状	島津資久	勲功宛行	A	〔薩藩旧記十八樺山文書〕	
1	2年3月11日	島津道鑑下文写	本田久兼	本田親兼代官職安堵	A	〔薩藩旧記十七入来本田文書〕	

預状と預置制度の成立

18	17	16	15	14	13	12	11	10
4年9月2日	4年8月1日	4年7月21日	4年5月20日	4年2月7日	4年2月2日	3年12月29日	3年9月20日	3年8月23日
島津道鑑安堵状	島山義頭安堵状	千葉胤泰宛行状	島山義頭補任状	一色道猷宛行状	沙彌某宛行状写	沙彌某宛行状案写	島津道鑑宛行状写	島津道鑑宛行状
比志島彦郎	彌寝彌次	田中彦七	土持宣栄	豊前蔵人 大友田原太郎	原田六郎	曾彌崎道西	欠	孫四郎 島津頼久
満家院内本領安堵	種子島現和村名主職	肥前国小城郡内地頭職	日向国大墓別府地頭職	恩賞宛行	恩賞宛行	恩賞宛行	菱刈郡内名主職任命宛行	薩摩国川辺郡内恩賞行
A	A	A	A	B	B	B	B	A
〔薩摩比志島文書〕	〔大隅池端文書〕	〔肥前實相院文書〕	〔日向土持文書〕	〔豊後入江文書〕	〔筑前深江文書〕	〔豊後曾彌崎文書〕	〔薩藩旧記十八川上文書〕	〔薩藩旧記十八川上文書〕

26	25	24	23	22	21	20	19
5年8月11日	5年7月7日	5年4月7日	5年2月9日	4年10月2日	4年9月10日	4年9月5日	4年9月4日
沙彌某宛行状案	畠山義頭宛行状	畠山義頭袖判下文案	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状
郎左衛門 曾禰崎十 入道	郎 禰寢孫次	連 中九郎盛	深堀政綱	藏人 大友志賀	三郎 龍造寺孫	入道 辻後藤五	道 限三郎入
田染庄別府地頭職	頭職 島津庄日向方南郷地	任 日向国内地頭代職補	功賞 肥前国關所地頭職勲	功宛行 豊後關所地頭職勲	行 筑後国内關所恩賞宛	賞宛行 肥前及豊前關所地恩	職恩賞宛行 筑後竹野本庄内地頭
B	B	A	B	B	B	B	B
「豊後曾禰崎文書」	「大隅禰寢文書」	「日向郡司文書」	「深堀文書」	「肥後志賀文書」	「龍造寺文書」	「武雄鍋島文書」	「周防照圓寺文書」

預状と預置制度の成立

35	34	33	32	31	30	29	28	27	曆應年間
2年12月17日	2年12月17日	2年12月17日	2年11月22日	2年11月7日	2年8月23日	2年5月9日	2年5月9日	元年11月7日	
一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	宗盛国安堵書下	一色道猷宛行状	宗経茂宛行状案	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	畠山義顕宛行状	
郎定長	相良孫次 景宗	允定頼	朽木種時	福田七郎	くけい 宮師房か	郎 深堀又五	三郎五郎	伊東金熊	
肥後多良木地頭職	肥後多良木地頭職	肥後多良木地頭職	国衙諸職の安堵	肥前神崎・肥後高橋 村各々地頭職	对馬島内下作職	賞 肥前国内地頭職勲功	賞 肥前国内地頭職勲功	日向国田嶋庄堤村一 部地頭職	
B	B	B	A	B	A	B	B	B	
「相良家文書」	「相良家文書」	「相良家文書」	「对馬島雄文書」	「肥前姉川文書」	「对馬長岡文書」	「深堀文書」	「深堀文書」	「日向大光寺文書」	

43	貞和年間	42	41	40	39	38	康永年間	37	36
2年7月2日		4年11月16日	3年6月6日	2年11月26日	2年2月22日	2年1月11日		3年11月22日	3年1月12日
一色道猷宛行状		一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	一色道猷宛行状	千葉胤朝宛行状	沙彌某袖判下文		書下 宗盛国袖判安堵	一色道猷宛行状
跡	深堀明意	弘 松浦山代	小次郎 松浦大嶋	松浦御厨 小次郎	豊島家秀	不明		郎 朽木種時	深堀孫太
勲功地	肥前神崎・戸町浦他	神崎庄地頭職勲功賞	筑後国上妻庄・肥前町地頭職	勲功賞筑後国田地十	地 忠節御恩宛行	(日向) 都於郡荒瀧 名主職		諸職安堵 和字	筑前長淵庄内地頭職 勲功地替
B		B	B	B	A	A		A	B
	「深堀文書」	「肥前山代文書」	「肥前大嶋文書」	「肥前山代文書」	「肥前實相院文書」	「日向荒武文書」		「对馬島雄文書」	「深堀文書」

16	15	14	貞和年間	13	康永年間	12	曆應年間	11	10	9
6年2月19日	4年10月23日	3年4月28日		3年8月17日		3年2月4日		3年6月25日	3年6月5日	3年5月15日
足利直冬下文	大内弘幸宛行状	陶弘政宛行状写		某袖判安堵状		細川皇海宛行状		塩谷高貞安堵状	下 塩谷高貞安堵書	細川和氏・細川 顯氏連署奉書
直泰	安富三郎 太郎入道	仁戸田孫 一權守	無	郎	無	館清孝	出雲国造 郎入道	女千代 村岡藤三		
職勲功賞	周防防本郡東方地頭 武光名	周防驚頭庄末武宛下	石見長野庄内市原・ 高津郷務并給分	賞宛行	再安堵	職社領北島孝時跡	杵築大社神主職国造	阿波坂野庄他勲功賞		
A	A	A	A	A	A	A	B	B		
「肥前深江文書」			政国計	「土佐西岡文書」			「早稲田大学所蔵出雲佐草文書」	「阿波菅生文書」	「出雲北島文書」	
「防長寺社由来徳山領生野屋村 松尾八幡宮藏文書」			「長門益田家文書」			「皆以虫為追				

以上を通覧すると「表2」の九州では足利一門の諸將以外では外様出身の九州三守護家、の島津（1・2・4・5・10・11・18）・少弐（3）の八通を数え、両氏の発給がきわだっていることが明らかである。またそれ以外で少数ながら認められる宗氏（30・32・37）、千葉氏（16・39）、などの発給した宛行状は対象者が被官か名主で、かつ宛行対象も対馬島内の下作職や肥前国小城郡内のいずれも鎌倉時代以来から宗氏、千葉氏の領主権の確立している地域での畠地などである。また「表3」四国・中国でも吉見頼隆の一通（1）が先述したように下文での安堵を一族に対して行う以外は、外様出身守護塩谷高貞が直状による安堵状を同じ対象に三通（2・8・11）発給しているのが注目されるのはじめ、細川皇海（12）、大内氏（14・15）など九州に比較すると直状型式の宛行状の比率が高い。この事実は遠隔の地である九州地域の守護・大将のほうが幕府への求心性が強く、国人統率の方針として幕府・將軍権威を背景とした奉書型式を多く用いたことを示すものと考えられる。守護の關所処分権は、守護による国人への行賞行為を実施する上で不可欠なものであるから、守護による国人層の被官化による独立傾向、すなわち幕府・將軍への求心性を稀薄にしかねないこの種の権限の付与については、先述のように幕府は基本的には慎重であったと思われる。軍勢催促状、一括申請型軍忠状への証判授与、挙状、感状など一連の軍事関係文書の発給権限が外様出身守護に制限された体制からも、行賞権限が非足利一門守護に幕府制度上認められていたはずはない。⁽⁴⁰⁾ その前提である關所処分権も同様で、幕府に対して管内關所の注進義務が守護にあつたのも、將軍が直接行賞を実施するために、幕府が守護管国の關所の実態を承知するために他ならない。しかし九州のような遠隔地においては、幕府が關所の状況を的確に把握するのは困難であつたに相違ないから、現地の守護・大将に關所処分権を事実上委任せざるを得ず、結果として足利一門諸將以外でも安堵宛行状の発給が認められるのである。ただしその場合でも彼等は奉書型式をもって発給し、京都へ注進することや、將軍家の計らいである旨を文言に挿入しており、直状型式での発給は、自身の被官に限られている。そして建武三年のごく一時

期の桃井義盛と土佐の細川皇海を除くと、足利一門の守護・大将は、その宛行状、預状などの発給に際して、ほとんど奉書型式を用いるだけでなく「將軍家御計」などの文言も記載している。九州地域の守護・大将のほうが四国・中国地域よりも奉書型式による安堵・預置・宛行文書を多く用いていることから、より幕府権威への依存度が高い傾向が伺えた。また全般に足利一門大将や守護は多くの場合は奉書型式を用いて発給しており、管国統治の政策として外様出身守護よりも幕府への求心性の強いことも判明した。この傾向は南北朝初期の幕府軍事体制下での足利一門が外様守護に対して優越した軍事指揮権を持つことと密接に関係する。多くの一門諸将は前代までの影響力のない地域に派遣され、多大の軍事権限を与えられて戦功認定権、戦功注進権、恩賞拳状拳達権などをもって国人統率に務めたが、將軍権威による処罰の脅威など、幕府軍事力の強大さを背景にして統治に臨む方が効果的な場合が多かったと思われる。このことが南北朝動乱のごく初期において一門諸将による奉書型式の発給文書の多用の理由であると考えられる。

また足利尊氏の預状(表1-13)が一通異例に早い時期に存在するが、南北朝初期における足利尊氏・直義兄弟の下文は、諸職の安堵・宛行のものが多く、預置というのは異例で、観應以前には日下に「御判」とあるこの建武五年一月十五日の推定足利尊氏発給預状案の一通以外管見に入らない。しかしこの文書という預置の対象地備前国吉井村地頭職三分の一については、暦応三年八月二十二日に頼宮肥後三郎左衛門尉義嗣に、守護の注進によって誤った措置を取った旨の記載をした上で返付した事実¹¹を知ることができるので、守護の誤った注進に基づいて足利尊氏による預置が行われた事は疑う余地がない。しかし足利尊氏自身をもってする預置は観應以前にはこの一通のみであることから、尊氏・直義兄弟は各国守護の闕所注進に基づく下文ないし御判御教書などの宛行状によって安堵と宛行の恩給を行うのが通常の方法であったことも明らかである。以上のように預状の発給は、従来の安堵、宛行につぐ第三の恩給制度の実施手段として、南北朝初期の建武三年初頭の足利尊氏九州落去の時

期に各地に発遣された足利一門大将によって開始された臨時の制度であつて、以後在地での守護・大将が暫定的に行うようになったと結論できよう。そしてその預状の型式は、成立期には、他の軍事関係文書と同様に、下文様式を有するものから奉書、直状など多様であつて定まった文書型式は規定されていなかった。しかし発給された地域を見ると、顕著な傾向として、預状の残存が集中するのは奥州、九州、四国、中国地方であり、これ以外では畿内(14)で京極導誉が一族に発給したものと、関東で斯波家長が小山氏後家に発給した各々一例を数えるのみであつた。この事実からも預置が、建武三年の足利尊氏九州落去の特殊状況下に始められ、その後も幕府の対応を待つ余裕のない遠隔地域の守護や大将によつて臨時に実施された国人への恩給措置であつたことが明確となつた。以後預置は、観應三年と応安元年の半済令を経て安堵・宛行とならぶ第三番目の恩給措置として次第に守護・大将のみならず幕府に用いられるようになり、戦国期にはさらに一般化して領国経営の重要な手段として定着していくが、その成立は建武三年の足利尊氏九州落去の時期であり、事実上足利一門によつて創始された制度であつたことを強調しておきたい。

(1) 拙稿「挙状成立の成立について」『史学』第六十七卷第一号、一九九七年

(2) 「薩摩入来院文書」

御判(足利尊氏)

渋谷平次五郎重勝軍忠神妙、可有恩賞之状如件、

建武三年八月十七日

「此正文書持参京都之處、有長途之怖畏、校正之案文封裏、

可備後證之旨、渋谷新平次入道定圓依申之、所有其沙汰也、

曆応四年二月二十二日

沙弥(花押)(島津道鑑)

この薩摩守護島津道鑑の裏書文書からみると、建武三年の段階での將軍感状によつて恩賞を約束されたにもかかわらず、いまだ授与されていないことから、証拠文書を自身京都へ持参して恩賞に預かるうとしていた事実が判明する。つぎの石見守護上野頼兼の挙状は、そのような国人の状況は戦況が許さないので、代官を派遣する旨を述べ、参訴の希望を持つ国人を国にとどめている状況を説明するものである。

「根津嘉一郎氏所藏文書」曆応三年六月十一日付 上野頼兼挙状

長門国由利弥八郎基久自最前於御方致軍忠之刻、自身并親類若党等數輩被疵、

郎從等令討死、生捕仕候訖、仍可令参訴之由雖申之候、合戦最中候間留置候、

急速可有恩賞御沙汰候、軍忠拔群之条一見書分明候、若偽申候者、

八幡大菩薩御罰於可罷蒙候、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

曆応三年六月十一日 右馬助頼兼(花押)

進上 御奉行所

(3) 拙稿「南北朝初期における守護発給感状に関する一考察」『古文書研究』第三十八号、一九九四年

(4) 「上杉家文書」建武三年十月十九日付 高師直施行状では、つぎのように「預状」である。また「相良家文書」

建武五年八月十三日付小式頼尚施行状でも「預状」となっており預状成立期の文書中では「預状」と記されている。

下野国皆河庄内闕所事、所被預置上杉安房守也、早任預状之旨、

可被沙汰付之状、依仰執達如件、

建武三年十月十九日 武蔵権守(花押)

小山常犬殿

(5) 訓読は「あずけじょう」であるが、「預かり状」との混同を防ぐ意味で古文書学上では表記を「預ケ状」とするようである。相田二郎氏『日本の古文書』上(岩波書店、一九四九年)、佐藤進一氏『新版 古文書学入門』(法政大学出版局、一九九七年)などは「預ケ状」とし、羽下徳彦氏『国史大辞典』1(吉川弘文館、一九九七年)の項目では「預状」としている。

(6) 拙稿「南北朝初期における挙状に関する基礎的考察」『史学』第六十七卷第一号、一九九七年

- (7) 「山内首藤家文書」建武四年三月日 山内通繼子息土用鶴丸代官時吉本領安堵申状案、
「……欲早被閣守護人朝山次郎左衛門尉楚忽注進、被止闕所御沙汰、……」
備後国守護正員朝山景連の誤った幕府への注進によって本領を闕所とされてしまったことについての訴状であり、各国
闕所の注進は守護の任務であったことが明らかである。
- (8) 『中世法制史料集』室町幕府追加法五十六条
- (9) 『中世法制史料集』室町幕府追加法五十八条
- (10) 拙稿「成立期室町幕府軍事制度の一考察」『山脇学園短期大学紀要』第二十八号、一九九〇年
- (11) 「下総染谷文書」建武三年二月十五日付漆原三郎五郎宛 細川顕氏・和氏連署奉書
「讃岐秋山家文書」建武三年二月十五日付秋山孫次郎宛 細川顕氏・和氏連署奉書写
『後鑑』所収「予州松山旧記」建武三年四月十五日菅生寺衆徒宛 細川顕氏・和氏連
署奉書写 連署奉書の宛行状は以上三通であるが、いずれも「依將軍家仰、下知如件」で結ぶ下知状と同じ書止文
言を持つ奉書型式である。このような様式は奥州探題が二名制を採用した時期に類似の型式による宛行状が発給され
た例が認められるのみであり、桃井義盛の下文様式の預状に至っては、建武三年の足利尊氏九州落去の時期にしか見
られない特殊な型式である。
- (12) 前註 (10) 前掲論文
- (13) 桃井義盛は、いずれも案文であるが、同日付で他に四通の同型式の文書を発給している。「毛利家文書」三戸孫
三郎頼顕宛一通、「熊谷家文書」熊谷小四郎直経宛、「内藤家文書」内藤左衛門四郎泰廉宛。
- (14) 佐藤進一氏『古文書学入門』（法政大学出版局、一九七一年）第三章 古文書の様式 下知状
- (15) 『集古文書所収伊予三島社所蔵文書』建武三年十月八日 祝安親宛 細川皇海軍勢催促状写、この時期河野通盛
が伊予国守護正員在職中であり、伊予国人に軍勢催促状を発給しうる皇海は足利一門の国大将に任ぜられていたと判
断される。拙稿「南北朝初期における守護権限の一考察」『古文書研究』第二十七号、一九八七年
- (16) 『日本歴史地名大系 高知県の地名』（平凡社、一九八三年）
- (17) 「土佐西岡文書」暦応三年正月二十八日付 細川皇海証判堅田経貞軍忠状

- (18) 前註 (16) 前掲書
- (19) 吉井功兒氏『建武政権期の国司と守護』(近代文芸社、一九九三年) 土佐国参照
- (20) 小川信氏『足利一門守護発展史の研究』(吉川弘文館、一九八〇年) 第四章奥州管領吉良貞家の動向 第一節国人層の動向と奥州管領奉書 一 発給文書の概況
- (21) 表 1 (7) の「沙弥」「花押」の人物は、文言に斯波家長のものと同じものを使用しており足利一門であると推測されるが、同じ花押を他に一通(「飯野八幡文書」建武四年二月二十二日伊賀盛光代難波本寂房軍忠状証判) 残すのみであるので比定に至っていない。
- (22) 前註 (1) 前掲書
- (23) 「薩藩旧記十七入来本田文書」建武二年三月十一日付 本田久兼宛 島津道鑑下文写
- (24) 「薩藩旧記十八東条文書」建武三年四月十日付 東条藤次郎宛 島津道鑑下文写
- (25) 「前田家所蔵文書古蹟文徴二」建武二年五月二十六日付 吉見宗寂宛 吉見頼隆下文写
- (26) 前註 (19) 前掲書 石見国参照
- (27) 石見国鹿足郡吉柯荘
- (28) 「日向郡司文書」建武五年四月七日付 那珂盛連宛 畠山義顕袖判下文案
- (29) 『日本歴史地名大系 宮崎県の地名』(平凡社、一九八三年)
- (30) 神宮文庫所蔵「近江山中文書」貞和三年十月十九日付 山中弁房宛 高師直袖判下文
- (31) 小川信氏「南北朝内乱」『岩波講座日本歴史 6 中世 2』一九七五年
- (32) 「安保文書」元弘三年十二月二十九日付 安保新兵衛光泰宛 足利尊氏袖判下文
- (33) 「白川文書」建武二年八月日付 石川蒲田五郎太郎宛 足利尊氏袖判下文
- (34) 「吉川家譜」建武二年九月二十七日付 吉河経頼宛 足利尊氏袖判下文
- (35) 「勝山小笠原文書」建武二年九月二十七日付 小笠原貞宗宛 足利尊氏袖判下文
- (36) 「御代々御墨付写」建武二年九月二十七日付 合屋豊後守頼重宛 足利尊氏袖判下文写
- (37) 「出雲土屋家古記録抄」建武二年九月二十五日付 土屋式部・大宮神主宛 名和長年軍勢催促状写 「出雲忌部総

社大宮神宮寺秘事記抄」同日付 菅一族宛 名和長年軍勢催促状写

(38) 「白河證古文書」建武二年八月十七日付 結城親朝宛 北畠顕家袖判陸奥国宣写

(39) 「白河證古文書」建武二年九月二十四日付 結城宗広宛 北畠顕家袖判陸奥国宣写

(40) 拙稿「南北朝初期における幕府軍事制度の基礎的考察」『小川信先生古稀記念論集』日本中世政治社会の研究』

所収 統群書類従完成会 一九九一年

(41) 「東寺百合文書」サ函七二二 暦応三年八月二十二日付 頼宮肥後三郎左衛門尉義嗣宛 足利尊氏御判御教書

案

(42) ただし前註(4)「上杉家文書」建武三年十月十九日付小山常丸宛幕府執事高師直施行状から、上杉憲顕に預状が発給されていた事実を知ることができる。この場合は準足利一族の上杉氏に対して与えられたものであるから守護級部将の国人層への恩給措置と同格とは考えられないが、関東でも預状が使用されていたことは疑いない。ただし当該地域に預状そのものは残されておらず、観應擾乱以前の預状発給の地域的傾向は顕著であると思われる。